

令和2年度事業報告書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

1. はじめに

令和2年度は、最近の建設産業界や本財団を取り巻く環境の変化等を踏まえ、次を重点事項として掲げる新たな中期経営方針(2020-2022)を策定し、これに基づき事業を行いました。

- 重点事項1 関係者と一体となった建設キャリアアップシステムの強力な推進
- 重点事項2 新たな担い手確保・育成策の推進
- 重点事項3 法令等の改正を踏まえた新たな試験・講習制度等への的確な対応

「建設キャリアアップシステム」については、これまでの累積赤字に対処するため、事業者登録料、現場利用料の引上げ等の料金体系の見直し、審査の簡素化やコールセンターの廃止等のコスト削減等による収益構造の改善等を行うとともに各種広報媒体の拡充、Web説明会の開催、関係団体との連携によるモデル工事の実施等により全力で利用の促進を図りました。

担い手の確保・育成については、「建設労働者育成支援事業」により未就職者・離転職者の訓練及び建設企業への就職あっせんを行うとともに、新たに就職氷河期世代の方を対象として訓練生の募集、職業訓練の実施、就職支援までを行う「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」を開始したほか「中小企業等担い手育成支援事業」において中小企業の新規入職者の教育訓練等を実施しました。また、「建設業界ガイドブック」を工業高校の2年生全員に配布するキャンペーンの展開や建設業の魅力をSNSの活用により発信を行う等、建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等を通じて事業を推進しました。

「建築・電気工事施工管理技術検定試験」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、「2級前期学科試験」の中止、「1級学科試験」の延期を余儀なくされたものの、「2級後期学科試験」及び日程変更による「1級学科試験」を実施することにより、受験者の受験機会を確保しました。また、受験者に対しWeb申し込みを周知するとともに「2級学科のみ受検」の願書販売窓口を拡大すること等により受験生の利便性を向上させました。さらに、令和3年度の1級第一次試験の受検資格緩和、早期受験化及び技士補制度の導入等に向けて、国土交通省と連携して準備を行いました。

2. 事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。

次頁以降は令和2年度における各事業の報告です。

3. 事業報告

I 建設産業における金融の円滑化	頁
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度 (SN2)	3
② 下請債権保全支援事業	4
③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あつせん	5
II 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業	
④ 建設産業活性化助成事業	7
(2) 経営改善	
⑤ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修)	8
⑥ 建設業経理検定試験・研修・講習	9
(3) 情報化推進	
⑦ 電子商取引等の標準化 (CI-NET)	12
⑧ 電子商取引の普及推進 (CI-NET)	13
(4) 人材確保・育成	
⑨ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	14
⑩ 建設労働者育成支援事業 (厚生労働省受託事業)	17
⑪ 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業 (厚生労働省受託事業)	18
⑫ 中小企業等担い手育成支援事業 (厚生労働省受託事業)	19
⑬ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等	20
⑭ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業の定着支援	21
⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等	22
⑯ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業	23
⑰ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営)	24
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
⑱ 建設産業に係る総合的な調査研究等	25
⑲ 建設業経理に関する調査研究等	26
⑳ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供	27
III 施工技術等の向上	
㉑ 建築/電気工事施工管理技術検定試験	28
㉒ 監理技術者講習	30
㉓ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)	31
IV 建設産業政策への協力	
㉔ 建設企業の継続促進に関する調査検討業務 (国土交通省受託事業)	32
㉕ マイナンバーカード・マイナポータルと技能者の処遇改善に関する仕組みとの連携推進 に関する調査・検討業務 (国土交通省受託事業)	33
㉖ 建設技能者の処遇改善及び効率的な現場管理に関する仕組みの生産性向上に向けた 調査・検討業務 (国土交通省受託事業)	34
㉗ 建設産業における女性の定着促進 (国土交通省受託事業)	35
㉘ 建設技能者に対するスキル向上のための特別講習等実施業務 (国土交通省受託事業)	36

I 建設産業における金融の円滑化

① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) ／地域建設業経営強化融資制度 (SN2)

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・ 工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
- ・ 事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。
 - ① 公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金
(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率 0.1%)
 - ② 社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率 0.2%)
- ・ 事業協同組合等に対し次の助成を行う (SN1)。
 - ① 出来高査定費用に対する支援として上限 25,000 円を助成する。
 - ② 事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年 1 回 300,000 円を 3 年間助成する。
 - ③ 事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて 50,000 円～300,000 円を年 1 回助成する。

(事業の期限：令和 8 年 3 月末)

【令和 2 年度事業報告】

1. 債務保証等の実績

	令和元年度	令和 2 年度	前年度比
債務保証枠	174,200 百万円	180,200 百万円	+6,000 百万円
融資件数	1,394 件	1,095 件	▲ 299 件
融資実行額	41,174 百万円	37,197 百万円	▲ 3,977 百万円

2. 債務保証枠の拡充等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① 保証枠の増枠に対するニーズヒアリングの実施と保証枠の増枠への速やかな対応
- ② 未実施の事業協同組合に対する営業活動 (新規開拓活動)
- ③ 融資事業者等との連携による制度未導入の市町村等に対する制度導入依頼活動
- ④ 融資事業者等との連携による本事業の利用促進活動
- ⑤ 令和 2 年 4 月に施行された改正民法及び改正建設工事標準請負契約約款につき、本事業に関連する内容に係る周知等
- ⑥ 本事業の延長について国土交通省と協議

(2) 成果

- ① 下記の融資事業者に対し、債務保証枠の増額を行った。

組合等名	債務保証枠 (百万円)
北保証サービス (株)	6,400
宮城県建設業協同組合	1,000
茨城県建設業協同組合	500
阪神建設業協同組合	500
合計	8,400

- ② 新たに 25 地方自治体において制度を導入した。
- ③ 行政改革推進会議の基金の再点検結果により、本事業は令和 7 年度末まで延長された。

【今後の取り組み等】

- 債務保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。
- コロナ禍における中小・中堅建設業者の資金繰り支援策として、本事業の活用推進を図る。

②下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】

(金融支援担当部)

事業内容

- ・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
- ・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。

(事業の期限：令和4年3月末)

【令和2年度事業報告】

1. 保証等の実績

	令和元年度	令和2年度	前年度比
件数	2,935 件	2,789 件	▲ 146 件
保証金額	32,173 百万円	32,080 百万円	▲ 93 百万円
利用企業数	307 社 うち、新規利用企業数 36 社	261 社 うち、新規利用企業数 41 社	▲ 46 社
損失補償額	28 百万円	102 百万円	+ 74 百万円

2. 下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産防止等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① ファクタリング会社訪問、情報交換活動等の実施
- ② 融資事業者訪問等における本事業の周知普及活動の実施
- ③ 専門紙等を通じた周知普及活動の実施
- ④ 県協会等が主催する会議等の場における事業PR活動の実施
- ⑤ 発注者が作成するパンフレット等に本制度を掲載
- ⑥ 本事業の延長について国土交通省と協議

(2) 成果

- ① 行政改革推進会議の基金の再点検結果により、本事業は令和3年度末まで延長された。

【今後の取り組み等】

- 下請建設企業の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。
- 本事業の期限が令和4年3月末まで1年間延長されたが、令和4年度以降の事業延長について関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と協議、検討する等、積極的に対応する。
- コロナ禍における下請建設企業等の資金繰り支援策として、本事業の活用推進を図る。

I 建設産業における金融の円滑化

**③共同事業等に必要資金の借入れに対する
債務保証・助成・融資あっせん**

**【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)**

事業内容

- ・建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
 - ・建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限2%を6年間助成する。
 - ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金
(保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金
(保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - ③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金
(保証期間：3年又は5年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - ・特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証及び助成を実施する(措置の期限は令和4年3月末)。
 - 債務保証(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%)
 - 助成(出来高査定費用助成：上限10万円、組合事務経費助成：定額2万円、企業事務経費助成：上限2万円)
- (事業の期限：令和8年3月末)

【令和2年度事業報告】

1. 債務保証の実績

	令和元年度		令和2年度		前年度比	
	件数	債務保証額	件数	債務保証額	件数	債務保証額
		12件	8,190百万円	9件	7,600百万円	▲3件
施設	3件	590百万円	—	—	▲3件	▲590百万円
共同	4件	1,600百万円	4件	1,600百万円	—	—
転貸	5件	6,000百万円	5件	6,000百万円	—	—

(1) 主な取り組み

次の資金ニーズの発掘活動を実施。

- ①共同施設資金のニーズ発掘：アンケート調査結果を基に、パンフレットを活用し、会館や研修施設等の耐震改修や建て替え等予定の団体等に対する重点営業
- ②共同事業資金のニーズ発掘：共同事業を行っている組合に対する資金ニーズの把握及び営業等
- ③転貸融資資金のニーズ発掘：利用の大きなシェアを占める除染作業に対する転貸融資について、組合と連携しながらの利用促進
- ④本事業の延長について国土交通省と協議

(2) 成果

- ①除染作業による特例措置については、福島県建設業協同組合と連携し、除染作業の発注見通しの把握や、取扱金融機関に対する債務保証枠の維持等の更なる支援方を講じた結果、次のとおり融資実行が行われ、被災地域の課題解決に貢献した。

(令和2年度実績)

債権譲渡件数	7件
債権譲渡金額	1,599百万円
融資実行額	987百万円

- ② 除染以外の転貸融資についても、次のとおり融資実行が行われ、中小・中堅建設企業への資金供給の円滑化に貢献した。
- ・融資件数・実行額 31件 473百万円
- ③ 行政改革推進会議の基金の再点検結果により、本事業は令和7年度末まで延長された。

【今後の取り組み等】

- 建設産業団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援するため、ニーズ調査等を行い、新たな事業展開（ICT建機リース、事業承継等を通じた構成員支援）を模索している建設産業団体及び事業協同組合等に対する債務保証活用策を検討する。

Ⅱ 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

【担当部：経営基盤整備支援センター】

④建設産業活性化助成事業

(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・建設産業団体（本財団への出えん団体、都道府県建設業協会及び府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、①経営基盤強化、企業間連携、元下関係の適正化、あるいは②担い手確保・育成、雇用・労働環境改善等に資する取り組みを支援するため、助成対象経費の4/5の経費支援を行うもの。
- ・近年、自然災害が甚大化している背景もあり、今年度は新たに「災害備蓄品の購入」も助成対象に追加。さらには新型コロナウイルスの影響を鑑み、「リモート会議等の備品(単価10万円未満)」に関しても急遽認めることとした。

【令和2年度事業報告】

1. 令和2年度 助成金交付要綱に基づき以下のとおり事業を実施した。

(1) 助成金申請件数：助成対象団体136団体のうち97団体より申請書を受領

(2) 審査会開催・助成金交付額の決定：

令和2年4月10日までに受領した申請書の内容を審査し、5月14日に審査会を開催し、各申請団体の助成金交付（予定）額を決定。

助成金交付決定額：189,978千円

事業内容による内訳は次の通り。

① 経営基盤強化、元下関係適正化等：50,856千円（内、特別枠：9,931千円）

② 担い手確保・育成等：139,122千円（内、特別枠：20,419千円、災害備蓄品購入8,433千円）

(3) 新型コロナウイルスの影響調査：

新型コロナウイルスの影響度合いについて令和2年6月に調査を実施し、「何らかの影響を受けている」と回答した団体が7割弱あることが判明した。助成団体の取り組みが対面方式からリモート環境に変わらざるを得ない状況に柔軟に対応するため、ウェブ会議やオンラインセミナーに必要な備品の取得費も助成対象とした。

(4) 進捗状況調査：令和2年12月に助成団体の進捗状況を確認するためアンケート調査を実施した。

(5) 助成金交付確定額の決定：

助成団体より受領した完了報告を審査し、交付確定額を決定した。

助成金交付確定額：141,135千円

今年度はコロナ禍の影響と思われるが、97の申請団体の内、事業全て中止5団体、当初の交付予定額からの減額61団体となった。＜参考＞令和元年度：申請96団体中、事業中止2団体、減額54団体

(6) 令和3年度交付要綱の策定・通知

令和3年度交付要綱を策定し、2月26日に助成対象団体に通知した。

※令和2年度において交付要綱の大幅な改訂を実施したため、令和3年度は令和2年度を踏襲

2. 活性化助成金事業に係る業務委託を以下の通り実施した。

(1) 実務施工体験研修の開催業務

(委託先：富士教育訓練センター、三田建設技能研修センター、福岡県建設専門工事業団体連合会)

3. 業務連携促進事業助成に係る助成（企画広報部所管）

本財団の事業活動と密接に連携し全国的な事業活動を行っている以下の5団体に対しては、本財団が実施する事業との業務連携に係る「業務連携促進事業助成」を実施した。

(一社) 全国建設業協会、(一社) 全国中小建設業協会、全国建設業協同組合連合会、

(一社) 建設産業専門団体連合会、(一社) 全国建設産業団体連合会

【今後の取り組み等】

- 助成対象団体にヒアリング調査等を行い、助成申請団体にとっての利便性向上、特別枠として有効なテーマ設定などを視野に入れ、今後継続的に交付要綱の見直しを行う。

Ⅱ 建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑤建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修）

（経営改善支援担当部）

事業内容

・建設業経営者研修（第25回）の開催（企画検討、講師等の候補者の選定等）

【令和2年度事業報告】

令和2年度 第25回建設業経営者研修を実施した。

従前は対面式の集合研修を開催し、研修終了後には受講者の交流を目的とした交流会も合わせて行う形態であったが、コロナ禍の影響により令和2年度はオンライン形式による研修を試行的に実施した。

1.日時：令和3年3月～同年5月末

2.形式：ビデオ配信によるWEBオンライン研修

3.受講料：無料

今年度は試行的にWEB配信による研修を実施したため、受講料を無料とした。

4.研修テーマ：「ウイズコロナなど不確実な時代における企業（事業）の継続を考える」

～本質的な課題解決を通じた組織づくりと、不測の事態対応戦略～

5.プログラム

No.	講演内容・講演者	講演時間
1	「VUCAの時代に求められる自立自走の組織をつくるには」 山北 浩史氏（中小企業診断士 株式会社社理夢コンサルティング 代表取締役）	37分
2	「自走する組織に必要な企業風土を目指して」 牧野 長氏（牧野電設株式会社 代表取締役社長）	32分
3	～対談形式～「VUCAの時代における人材育成と組織のあり方」 山北 浩史氏 ・ 牧野 長氏	34分
4	「コンティンジェンシープラン（緊急事態への対応計画）とは」 藤原 一夫氏（中小企業診断士 藤原コンサルティング 代表）	34分
5	～対談形式～「不確実な時代における経営とは」 藤原 一夫氏 ・ 阿竹 正貴氏（株式会社大同ポリマー 代表取締役）	17分
6	「経営シミュレーションに基づくキャッシュフロー経営」 高田 守康氏（日本マルチメディア・イクイップメント株式会社 代表取締役）	39分

6.参加状況

参加者：190名（うちリピーター35名）（令和3年3月末現在）

参加企業の属性：建設会社164社（うち建設業団体所属108社）

建設会社以外の会社8社及び経営コンサルタント等13名 等

7.アンケート結果（WEB配信についてのご意見）

概ね好評であった。以下は受講者からの意見。

- ・ライブ配信ではなく、一定期間に自由に視聴できるのはありがたい。
- ・自由な時間に聞けて、しかも講演ごとに分けて聞けるため疲れない。
- ・テキストを取得しやすい（ダウンロードで入手）。
- ・毎年WEB配信が良い。
- ・コロナ禍でこの方法はとても良かったが、講師と懇談したい。

【今後の取り組み等】

■経営者の視点で、業界における喫緊の課題や今後必要とされる業務改革や新技術の動向など、業界ニーズを捉えた研修テーマの抽出・検討。また、従来型研修（座学）に加え、別方式の研修も企画する。

II

建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：金融・経理支援センター】

⑥建設業経理検定試験・研修・講習

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・令和2年9月13日に上期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級）を実施する。
- ・令和3年3月14日に下期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を実施する。
- ・高校単位での申込に対して実施している検定試験受験料半額をPRし、若年者の受験拡大を図る。
- ・建設業団体に出向き、企業・団体の研修の一環としての建設業経理事務士特別研修の開催を働きかける。
- ・建設業協会等職員に対する資格取得支援を行う（特別研修及び検定試験）。
- ・建設業経理検定試験の出題範囲見直しに関する検討を行う。
- ・新制度に対応した登録建設業経理士講習を対面講習及び映像講習により実施する。

【令和2年度事業報告】

1.有資格者数（令和2年度下期検定試験合格者迄）

建設業経理士 1級：27,780名、2級：325,133名
 建設業経理事務士 3級：281,998名、4級：211,333名
 計：846,244名

2.検定試験

第27回建設業経理士検定試験を9月13日に47地区(66会場)、第28回建設業経理士検定試験、第39回建設業経理事務士検定試験を3月14日に51地区(68会場)で開催した。

(1)建設業経理士検定

①第27回建設業経理士検定試験 ※（ ）書きは前年度の数値

級別	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1級財務諸表	2,804 (2,712)	1,697 (1,517)	410 (311)	24.2 (20.5)
1級財務分析	2,397 (2,265)	1,422 (1,276)	464 (387)	32.6 (30.3)
1級原価計算	3,009 (2,843)	1,794 (1,580)	459 (253)	25.6 (16.0)
小計	8,210 (7,820)	4,913 (4,373)	1,333 (951)	27.1 (21.7)
2級	13,899 (12,465)	10,099 (8,635)	6,308 (3,578)	62.5 (41.4)
合計	22,109 (20,285)	15,012 (13,008)	7,641 (4,529)	50.9 (34.8)

※1級（3科目）合格者 365名

②第28回建設業経理士検定試験 ※（ ）書きは前々年度の数値：令和元年度下期は開催中止

級別	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1級財務諸表	3,326 (2,978)	1,860 (1,612)	408 (393)	21.9 (24.4)
1級財務分析	2,793 (2,542)	1,523 (1,361)	317 (362)	20.8 (26.6)
1級原価計算	3,528 (3,092)	2,022 (1,683)	226 (389)	11.2 (23.1)
小計	9,647 (8,612)	5,405 (4,656)	951 (1,144)	17.6 (24.6)
2級	12,529 (12,541)	8,766 (8,623)	3,600 (2,655)	41.1 (30.8)
合計	22,176 (21,153)	14,171 (13,279)	4,551 (3,799)	32.1 (28.6)

※1級（3科目）合格者 268名

③合計 ※ () 書きは前年度上期数値:令和元年度下期は開催中止

級 別	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1 級財務諸表	6,130 (2,712)	3,557 (1,517)	818 (311)	23.0 (20.5)
1 級財務分析	5,190 (2,265)	2,945 (1,276)	781 (387)	26.5 (30.3)
1 級原価計算	6,537 (2,843)	3,816 (1,580)	685 (253)	18.0 (16.0)
小 計	17,857 (7,820)	10,318 (4,373)	2,284 (951)	22.1 (21.7)
2 級	26,428 (12,465)	18,865 (8,635)	9,908 (3,578)	52.5 (41.4)
合 計	44,285 (20,285)	29,183 (13,008)	12,192 (4,529)	41.8 (34.8)

※1 級 (3 科目) 合格者 633 名

(2)建設業経理事務士検定

①第 39 回建設業経理事務士検定試験 ※ () 書きは前々年度の数値 : 令和元年度下期は開催中止

級 別	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
3 級	2,851 (2,517)	2,277 (1,896)	1,604 (1,219)	70.4 (64.3)
4 級	232 (217)	185 (163)	60 (128)	86.5 (78.5)
合 計	3,083 (2,734)	2,462 (2,059)	1,764 (1,347)	71.6 (65.4)

(3)特別研修

①特別研修 (全体) ※ () 書きは前年度の数値

級 別	実施回数	受験者数	合格者数	合格率
3 級	59 (87)	1,066 (1,756)	982 (1,633)	92.1 (93.0)
4 級	76 (114)	1,676 (2,827)	1,627 (2,774)	97.1 (98.1)
合 計	135 (201)	2,742 (4,583)	2,609 (4,407)	95.1 (96.2)

【内 訳】

②一般 (実施都市 38 都市)

3 級	40 (54)	646 (1,167)	603 (1,106)	93.3 (94.8)
4 級	41 (54)	720 (1,315)	712 (1,293)	98.9 (98.3)
合 計	81 (108)	1,366 (2,482)	1,315 (2,399)	96.3 (96.7)

③高校等の教育機関 (実施校 29 校)

3 級	16 (29)	373 (542)	334 (480)	89.5 (88.6)
4 級	28 (52)	875 (1,412)	834 (1,381)	95.3 (97.8)
合 計	44 (81)	1,248 (1,954)	1,168 (1,861)	93.6 (95.2)

④企業・団体 (実施企業 7 社)

3 級	3 (4)	47 (47)	45 (47)	95.7 (100.0)
4 級	7 (8)	81 (100)	81 (100)	100.0 (100.0)
合 計	10 (2)	128 (147)	126 (147)	98.4 (100.0)

3.助成金の支給

建設業団体が地域の高校に対して特別研修を周知する活動を対象として、広報助成金を支給した。

支給団体 9 団体、助成金額 810 千円

4.登録経理講習

建設業法施行規則に登録経理講習が創設されたことから実施機関となるように事前準備を行った。

【今後の取り組み等】

- 都道府県建設業協会との連携をさらに強化し、検定試験及び特別研修の申込者増に繋げる。
- 検定試験においては、担い手確保の観点から、工業高校に加え、大学、商業高校、会計専門学校等からも幅広く申込者を獲得し、一層の申込者数の増加、受験率の向上を図る。
そのため、学校単位での検定試験申込みに対する受験料割引制度の広報活動等により受験者拡大を目指す。
- 建設業団体に出向き、特別研修を企業・団体の研修（新入職員研修など）として導入してもらうように働きかける。
- 建設業経理士を対象とした「登録経理講習」機関となるよう準備を進めるとともに、講習を対面方式、オンライン方式等、様々な方法で提供することで企業、資格者からの期待に応えながら適切に実施する。

Ⅱ 建設産業の振興支援

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑦電子商取引等の標準化（CI-NET）

（情報化推進支援担当部）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">・令和5年10月施行の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に併せ、CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンの確定並びにその移行・運用に関する検討を行う。・働き方改革に大いに寄与する出来高・請求業務、工事請負契約外取引業務(小口処理業務)の実施拡大方法を検討する。
<p>1. CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 の確定並びに円滑な移行検討</p> <p>CI-NET の機能を実際のシステムに実装するためのルールブックである「CI-NET LiteS 実装規約」の新バージョン (Ver.2.2) への円滑な移行に先立ち、規約の未確定部分の確定を行った。新バージョンでは当初、工事名称や外国人の氏名等へ対応するため、データ長を長くするなどの検討も行われたが、システムへの改修度合いをなるべく少なくするため、最低限の改訂とした。データ項目の新設や既存データ項目の定義変更等については、主に令和5年10月に実施される適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応が反映されている。</p> <p>2. 出来高・請求業務への拡大</p> <p>現在 CI-NET に取り組む発注側企業は、契約(注文、注文請け)業務を中心に実施している。出来高・請求業務へ対象業務を拡大することで、(同業務は毎月発生するため)受注側の企業にとっても電子データの利活用により、業務の効率化(働き方改革)に寄与することが想定される。しかしながら本年はコロナ禍の影響もあり、これまで実施してきた集合方式の説明会の開催ができず、業務拡大の働きかけが計画通りには進まなかった。</p> <p>3. 工事請負契約外取引業務(小口処理業務)の実施検討</p> <p>CI-NET の新たな利用・拡大を図るため、金物などの建設資機材やレンタル・リース品等の工事請負契約の対象外の取引業務を CI-NET 対象業務として検討し、「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2」へ反映させた。</p>	

【今後の取り組み等】

- 令和2年度に改訂した次期実装規約に基づき、令和5年10月から導入されるインボイス制度への対応を円滑に実施するため、次期実装規約による実証等を踏まえ、運用面の検討を行う。

Ⅱ 建設産業の振興支援

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑧電子商取引の普及推進 (CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・普及をより効率的かつ効果的に展開するため、普及促進活動に関する対応策を検討実施
- ・電子商取引説明会や勉強会、企業への個別支援などを実施
- ・完工高 300 億円以上のゼネコン及び専門工事業等の発注側企業に対する普及活動を実施
- ・CI-NET の電子化率向上及び出来高請求業務への拡大に向けた普及活動を実施
- ・電子商取引に必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行

【令和 2 年度事業報告】

「CI-NET 第 4 次 3 カ年活動計画 (2020～2022 年度)」の初年度として、次の数値目標を達成するため、以下の取り組みを行った。

【第 4 次活動計画 数値目標】

- ・発注側企業 10 社以上増やす
- ・令和 5 年 3 月末までに CI-NET 利用企業を 15,000 社以上とする

1. 普及促進活動に関する対応策の検討・実施

CI-NET の普及・拡大に向けた各建設業関係団体との連携の取り組みとして、(一社)日本建設業連合会の会員企業を対象とした説明会を開催する予定であったが、コロナ禍の影響で中止となった。

2. 電子商取引説明会や勉強会、企業への個別支援

日建連会員企業を対象とした説明会のほか、例年、全国 3 カ所で集合方式の説明会を開催してきたが、本年はコロナ禍の影響で実施出来なかった。CI-NET 事務局に対して問い合わせ等のあった個別企業への対応はリモートによる電子会議で実施した (13 社)。なお、令和 2 年度新たに CI-NET による電子商取引を実施した企業は 3 社である。

3. 完工高 300 億円以上の発注側企業に対する普及活動

従前より完工高 300 億円以上のゼネコン等に対する CI-NET 導入の働きかけを計画していたが、コロナ禍の影響で進まなかった。

4. 新たな広報ツールの策定・検討

前述のとおり、本年はコロナ禍の影響があり、集合形式での説明会が実施できなかったため、CI-NET の広報普及に向けた新たな広報ツールを作成し、普及拡大に努めている。

- ・チラシ「テレワーク×CI-NET」(テレワークでの有効性や政府による押印不要の姿勢を訴求)
- ・インタビュー形式の WEB 記事の掲載

5. 電子化率向上及び出来高請求業務拡大に向けた普及活動

毎年、発注側企業 (主にゼネコン) を対象に実施している「CI-NET 電子化率調査」及び CI-NET ユーザー (主にサブコン) を対象とした「利用状況調査(3 年に 1 度)」を実施した。

今後は、その調査結果を取り纏め、利用実態の把握及び普及のための課題解決に向けた検討のうえ、普及拡大につなげていく。

6. 企業識別コード、電子証明書の発行

企業識別コード及び電子証明書を適正に発行した。その登録企業数は、令和 3 年 3 月末で 14,364 社(前年同期比 1,724 社増)となった。

上記の取り組みにより、第 4 次 3 カ年計画の数値目標に対する進捗は以下のとおりである。

- ・発注側企業：3 社増加 (残り 7 社)
- ・CI-NET 利用企業：14,364 社 (残り 636 社)

【今後の取り組み等】

■令和 3 年度は「第 4 次 3 カ年活動計画」の 2 年目にあたるが、利用企業に関しては、令和 2 年度に大幅な進展があったため、上方修正する予定。次年度も普及拡大に向けた取り組みを積極的に行う。

Ⅱ	建設産業の振興支援
(4) 人材確保・育成 【担当：建設キャリアアップシステム事業本部】	
⑨建設キャリアアップシステムの開発・運営	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・技能者の適切な評価、処遇改善及び将来にわたる担い手確保を図ることを目的に、技能者の保有資格、社会保険加入状況、研修受講履歴や就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積する「建設キャリアアップシステム」の運営主体として、システムの開発及び運営を行う。

【令和2年度事業報告】

1. 目標の達成状況

	目標	実績
技能者登録数	28万人（累計50万人）	29.9万人（累計51.9万人）
事業者登録数※	3万社（累計7万社）	4.1万社（累計7.7万社）
就業履歴登録数	720万件	937万件

※令和2年度より、事業者登録数は法人及び個人事業主を集計し、一人親方を除いている。

2. 料金改定、意思決定の見直し

(1) 令和元年度末、約55.7億円の累積赤字となったため、令和2年6月24日、7月7日及び7月31日の計3回運営委員会を開催して対応を検討し、9月8日の運営協議会総会において、以下の決定を行うとともに、システム追加開発費用に相当する総額16億円の追加出捐を各団体に要請した。

- ①事業者登録料、管理者ID利用料及び現場利用料の値上げ、技能者登録の2段階登録方式の導入等、料金体系の見直し。
- ②社会保険等審査の簡素化等審査合理化、郵送申請・書面申請受付窓口の廃止、コールセンターでの電話対応廃止等によるコスト削減。
- ③料金改定後の利用促進に関する申し合わせ。
- ④年度途中の追加開発を含む支出等については、運営委員会の承認を得て行うとともに、登録・現場利用数の実績・収支状況のフォローアップを同委員会で行い、課題への対応が必要な場合承認を求める等、意思決定の見直し。

また、令和2年度の事業計画案、収支計画案及び登録・現場利用数の実績・収支状況のフォローアップ等に関する議論を行うため、10月20日、令和3年1月29日及び3月11日に運営委員会を開催した。

3. 登録・審査、受付業務

(1) 登録・審査業務の効率化

- ①社会保険加入状況の審査の一部合理化等により審査処理時間を削減しコスト削減を図った。
- ②コスト削減のため、令和2年10月1日から書面申請のうち「郵送申請」と「窓口申請」を廃止した。
- ③申請負担軽減を図るため、令和3年4月より2段階申請（簡略型、詳細型）を導入することとした。

(2) お問い合わせセンター（コールセンター）の体制の見直し

- ①コールセンターの体制を見直してメールのみの対応とすることによる人員の削減を実施するとともに、FAQの充実や動画サイトの開設等により、問い合わせ対応の効率化を図った。
- ②メールの返答滞留が発生したため、回答の効率化や問い合わせフォームの変更を行った。

(3) 認定登録機関、窓口

- ①全建総連等により認定登録機関が 190 箇所（令和 3 年 2 月 1 日現在）開設され、申請相談、書面による申請受付を実施した。
- ②令和 2 年度、26 箇所（うち 15 箇所は受付窓口から移行）が新たに認定登録機関として開設した。
- ③郵送申請廃止に伴う各都道府県建設業協会窓口の登録支援業務のあり方について関係団体と協議を行い、現行窓口の一部は認定登録機関等に移行し登録業務を行うこととなった。

4. 利用促進

(1) 説明会の開催、広報ツールの整備等

- ①Zoom を活用した Web 説明会「CCUS サテライト説明会」を開始した。令和 2 年 9 月以降延べ 350 回開催し、地方部を含めて延べ 1,861 人の参加を得た。
- ②説明会の日程調整が困難な場合には、説明用動画の配信を行うことにより代替した。
- ③YouTube に「CCUS チャンネル」を開設。令和 2 年 12 月以降、説明動画を合計 6 本作成・投稿した。
- ④専門的知識を修得した外部人材による CCUS 活用支援の充実を図るため、「CCUS 認定アドバイザー」制度を設立し、アドバイザーの公募を実施した。
- ⑤CCUS 普及啓発のためのポスター、技能者向けリーフレットを作成・配布を実施した。

(2) 関係団体と本財団が連携した取り組み

- ①元請企業と連携して、関連下請企業・技能者の登録を促進するための課題分析等を行うとともに、関連下請企業を対象とする登録相談会を実施した。
- ②建設業協会と連携し、期間を限定した認定登録機関を開設した。
- ③各団体が実施するモデル現場を対象にシステムの運用（組織登録、施工体制登録、就業履歴の蓄積等）に係る支援を行い、各団体が取り組む CCUS の現場展開のフォローを行った。

(3) モデル工事等の実施

- ①会員企業における CCUS の普及促進を目的として、各団体がモデル工事を実施し、本財団はシステムの運用についてのフォロー等の現場支援を行った（日建連：延 111 箇所、全建：延 33 箇所、全中建：11 の現場でチャレンジ工事を実施）。

(4) 就業履歴の蓄積を促進するための取り組み

- ①上位の下請事業者が、CCUS に未登録で施工体制に登録されていない場合にも、下位の事業者に属する技能者の就業履歴（職種・立場）が蓄積されるための運用方法を通知した。また、未登録の事業者を仮想的に施工体制に登録する機能を設けるためのシステム改修を行った。
- ②所属事業者や職種・職位等の情報が不足していると、蓄積された就業履歴情報で正当な能力評価がなされないため、システム改修を行い、施工体制情報等に基づき 2 ヶ月間遡及して就業履歴情報を修正して不足する情報を補足する機能を設けた。
- ③建退共の電子申請に向け、就業実績報告作成ツールに CCUS データを連携する機能を追加した。
- ④建退共の電子申請方式開始後の就労実績報告を踏まえた現場利用実績の補正の具体的内容・方法について、関係機関との協議を実施し、令和 3 年度中の当該機能の実装を目指して取り組んでいる。
- ⑤国が行うスマートフォン、顔認証の活用など、カードタッチによらない就業履歴蓄積に関する実証実験を踏まえて、経済性の検討も行いつつ、当該機能の実装に向けた検討を実施した。

(5) 新しい技術の適用可能性の検討

国の予算を活用し、現行システム利用・運用上の様々な課題を踏まえ、今後の CCUS の更なる利用促進を図る観点から、以下の事項について、その実現可能性を調査検討した。

- ①スマートフォンを活用したより簡易に技能者登録を行う方法。

- ②事前の施工体制・作業員名簿の登録をせずに、レベルアップに必要な情報を収集する仕組み
- ③同日に複数職種に携わった場合の就業履歴を蓄積する仕組み
- ④教育コンテンツや安全対策に係る動画コンテンツを登録者に配信するサービス
- ⑤CCUS に蓄積されたデータの各種利活用（統計データへの活用、勤怠管理への活用等）

5. システムの運用・開発

(1) システムの運用

- ①2時間以上のシステムの全面停止を必要とする障害が2件発生した（令和3年1月28日、3月29日）。
- ②令和元年度セキュリティ監査の指摘に対応し、サイバー攻撃に対する防御ツール、個人情報を扱う仮想デスクトップの導入等を行った結果、今年度監査の指摘はなかった。
- ③データ量の増大に伴い、必要なサーバの増設等の措置をとった。

(2) システムの開発

- ①システムの追加開発については、建設業法改正に対応する作業員名簿関係、利用促進のためのAPI連携関係、コスト削減、申請負担軽減に寄与する開発関係に限定して実施した。
- ②令和2年度にリリースされた主な機能は以下の通り。
 - ・改正建設業法施行規則の施行に伴い、社保加入状況、建退共・中退共加入状況などを追記した安全関連のエクセル帳票（作業員名簿、施工体制台帳、施工体系図）の出力機能（令和2年10月）。
 - ・建レコアプリ（iOS版、Windows版）の1.1.60版（令和3年3月）

【今後の取り組み等】

- システムの安定的な運用とコスト削減
- 技能者・事業者の登録、就業履歴の蓄積など現場利用の強力な推進
 - ・2次以下の下請事業者の登録促進
 - ・地方圏での事業者・技能者の登録促進
 - ・就業履歴登録を行う現場の拡大、就業履歴を蓄積する技能者の拡大
 - ・小規模の現場における活用の推進
- 新たな展開の模索
 - ・CCUSの信用力を民間各種サービスで利活用することを通じたCCUSの登録・利用促進。
 - ・本財団一丸となった、工業高校等の進路指導教諭や保護者、生徒に対するPR活動の推進。
- 運営委員会やHPによる適切な情報開示
- システムの更新に関する検討

（令和3年度取り組み目標（CCUS運営協議会 低位推計値））

- ・技能者登録数30万人
- ・事業者登録数3万社
- ・就業履歴登録数2,000万件

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑩建設労働者育成支援事業 (人材育成支援担当部) (厚生労働省受託事業)	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、各職種における建設技能労働者を確保する。 ・ 本財団に中央拠点を設置するとともに、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置し、全国において本事業を実施する。

【令和2年度事業報告】

1. 地方拠点等（実績）中央拠点1カ所、地方拠点20カ所

①(一社)北海道建設業協会内	⑪(一社)全国クレーン建設業協会大阪支部内
②(一財)みやぎ建設総合センター内	⑫(一社)兵庫県建設業協会内
③(一社)全国基礎工事業団体連合会内	⑬職業訓練法人広島建設アカデミー内
④(一社)日本機械土工協会内	⑭(一社)職人育成塾内
⑤(一社)全国クレーン建設業協会神奈川支部内	⑮(一社)高知県建設業協会内
⑥(一社)北陸建設アカデミー内	⑯(一社)福岡県建設専門工事業団体連合会内
⑦石川県造園業協同組合内	⑰長崎県建設産業団体連合会内
⑧建設産業専門団体中部地区連合会内	⑱(一社)宮崎県建築業協会内
⑨(一社)全国クレーン建設業協会愛知支部内	⑲(一社)鹿児島県建設業協会内
⑩建設産業専門団体近畿地区連合会内	⑳(一社)沖縄産業開発青年協会内

(1) 訓練参加者（計画）500名 →（実績）512名

(2) 訓練修了生（計画）訓練参加者の90% →（実績）498名（修了率97.3%）

(3) 就 職 者（計画）訓練修了生の70% →（実績）228名（訓練修了者の就職率45.8%）

※就職率は、令和3年3月末までの集計結果。

【今後の取り組み等】

- 各地方拠点がそれぞれ実施する募集・訓練・就職支援について、効果の高い取り組み等を各拠点間で情報共有を図り、全拠点における事業効果の最大化に努める。
- ※令和3年度についても引き続き本財団が受託。

Ⅱ	建設産業の振興支援
⑪就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得 コース事業（厚生労働省受託事業）	【担当部：経営基盤整備支援センター】 （人材育成支援担当部）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代（35歳～54歳）の方を対象（受講要件あり）として、訓練生の募集、職業訓練の実施、就職支援までを行う。 ・本財団に中央拠点を設置するとともに、地方拠点を設置する（地方拠点：3箇所）。 ・地方拠点には、本財団が雇用する職員を地方駐在の専任職員として配置し、地域の建設業団体等と連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。

【令和2年度事業報告】

1. 地方拠点等（実績）中央拠点1カ所、地方拠点3カ所

①(一社)全国建設産業団体連合会内

②(一社)建設ディレクター協会内

③(一社)けんちくけんせつ女学校内

(1) 訓練参加者（計画）100名 →（実績）37名

(2) 訓練修了生（計画）訓練参加者の90% →（実績）35名（修了率94.6%）

(3) 就 職 者（計画）訓練修了生の67% →（実績）15名（訓練修了者の就職率42.9%）

※就職率は、令和3年3月末までの集計結果。

【今後の取り組み等】

■ 令和2年度の実施内容を踏まえ、課題等を抽出し改善することで、募集・訓練・就職支援において、より効果的な実施を図る。特に下期の訓練については、新たな訓練コースを追加することで訓練生を確保する。また、就職支援については、業界団体等に、就職氷河期世代の方の正社員就職や処遇改善等の気運の醸成に向けた働きかけを行うなど、就職支援の強化に努める。

Ⅱ	建設産業の振興支援
⑫中小企業等担い手育成支援事業 (厚生労働省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)
事業内容	・中小企業の新規入職者を対象として、OJT と OFF-JT を組み合わせて訓練を実施し、一定レベルの技能を習得させる。訓練の確実かつ効果的な実施に向け、OJT 訓練計画策定に向けた支援、訓練の進捗把握、補講の実施、相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。

【令和 2 年度事業報告】

1. 「平成 30～令和 2 年度事業」への取り組み

【2 期生：7 名】

OFF-JT 訓練の実施について、神奈川建設重機協同組合の理事会で数回にわたり協議頂いたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施を見送ることとなった。そのため、各企業において、クレーンオペレーター3 級レベルチェック（協会オリジナル）に基づき、適宜 OJT 訓練を実施した。

今後は、クレーンオペレーター2 級レベルチェック（作成予定）に基づき OJT 訓練を実施し、クレーンオペレーターの知識、技能を高めて行くことで（OFF-JT 訓練は実施できなかった）、委託事業実施計画書の内容と同レベルまで育成する。

2. 「平成 31～令和 3 年度事業」への取り組み

鉄筋、造園、建築板金、型枠、とびの 5 職種の訓練を実施した。

職種	訓練期間	訓練生	OFF-JT 訓練回数	習熟度 試験回数	3 級試験 合格者	2 級試験 受検者	備考
鉄筋	R1.11.15 ～ R3. 2	7 名	21 回	5 回	7 名	6 名	1 名退職
造園 1 期	R2. 2. 8 ～ R3. 1	12 名	7 回	2 回	12 名	12 名	
造園 2 期	R3. 3. 7 ～ R3. 8	11 名	2 回	1 回	7 名	-	
建築板金	R2. 4. 1 ～ R3. 8	7 名	60 回	11 回	7 名	-	
型枠大工	R2.10.18 ～ R3.12	6 名	4 回	2 回	5 名	1 名	1 名退職
鳶	R3. 2. 13 ～ R3. 7	9 名	3 回	3 回	-	-	1 名退職

※鉄筋、造園 1 期については、令和 2 年度で終了

【今後の取り組み等】

■ 「平成 31～令和 3 年度事業」への取り組み

既に訓練を開始している 4 職種（とび・型枠・建築板金・造園 2 期）の進捗管理を行うとともに、事業目標である技能検定 2 級相当レベルまで育成する（技能検定 2 級又は 2 級相当試験を受験させる）。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑬建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的広報の推進 「建設業界ガイドブック」工業高校生全員プレゼントキャンペーン WEB サイトの拡充、WEB 以外の効果的な広報について検討 ・ 「建設業界ガイドブック」等の配布 ・ 私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施 ・ 人材協事業の地方整備局との連携 ・ 各種会議の運営
------	---

【令和2年度事業報告】

建設産業人材確保・育成推進協議会（以下、「人材協」）の事務局として、以下の事業を実施した。

1. 建設業界ガイドブック「工業高校生全員プレゼントキャンペーン」
全国の工業高校建設系学科で学ぶ高校生のうち、将来の進路を考え始める年代と考えられる2年生を対象に、「建設業界ガイドブック」の全員プレゼントキャンペーンを実施。工業高校生配布用に特別版を制作し、各都道府県建設業協会や地方整備局の協力も得ながら工業高校282校の建設系学科389学科に通う、高校2年生約17,000人にプレゼントを行った。
2. SNS、Youtube を活用した情報発信
若者等に向けた情報発信を強化するために、Twitter や Youtube による情報発信を開始。建設業の魅力や役割、人材協の活動や協賛団体の取り組みなどの情報をタイムリーに発信した。
3. 人材協が運営する建設産業の job ポータルサイト「建設現場へGO！」のリニューアル
「建設現場へGO！」の発信力の強化や利用者の利便性向上を目的にリニューアルを行った。
4. 「建設業界ガイドブック」(通常版)の配布
通常版ガイドブックを協賛団体等に配布し、各団体が行う担い手確保・育成の取り組みに広く活用された。
5. 私たちの主張及び高校生の作文コンクール（募集期間：6月1日～7月31日）
(1)応募数（私たちの主張：395作品（昨年度479）、高校生の作文コンクール：1,327作品（昨年度861））
(2)優秀作選考委員会（9月16日）において国土交通大臣賞、不動産・建設経済局長賞、優秀賞を選定。
(3)国土交通大臣賞授賞式（11月25日）、不動産・建設経済局長賞及び優秀賞の受賞者へは、地方整備局の協力を得て、各地で賞状の伝達が行われた。
6. 人材協事業の地方整備局との連携推進
地方整備局との連携推進を図り、戦略的広報活動等の人材協事業の全国展開を図った。
7. 各種会議の運営
 - ・ 運営委員会（7月31日、3月26日）
 - ・ 企画・広報分科会（9月30日）
 - ・ 全国担当者会議（3月1日）

【今後の取り組み等】

- 建設産業の担い手確保・育成等を推進するため、協賛団体等と目的を共有しつつ諸活動を実施する。
- 建設産業の戦略的広報の充実・強化を図り、教育関係者との関係構築にも努める。
- 人材協の活動をさらに推進していくために、国土交通省各地方整備局等との連携強化を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成	
⑭建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業 の定着支援	
【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワーク事業実施団体の取り組みの支援 ・職業訓練校等連絡会議の取り組み支援 ・教員免許状更新講習「実務施工体験研修」の継続実施 ・各種教材及びツール等の活用と更新等

【令和2年度事業報告】

1. 地域連携ネットワーク事業実施団体が行う取り組みの支援	<p>地域連携ネットワーク事業実施団体や職業訓練校が行っている担い手確保・育成の取り組みに対しての定着支援を実施。</p> <p>(支援先) ・一般社団法人職人育成塾 ・職業訓練法人近畿建設技能研修協会 ・関西鉄筋工業協同組合 ・群馬県板金工業組合 ・一般社団法人横浜建設業協会 ・一般社団法人東京都中小建設業協会</p>
2. 教員免許状更新講習「実務施工体験研修」の実施	<p>文部科学大臣の認定を受け、教員免許更新制に対応する更新講習「実務施工体験研修」を全国3箇所にて実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡会場（富士）8月10日～12日 参加 6名 ・兵庫会場（三田）8月5日～7日 参加 7名 ・福岡会場（福岡）8月3日～5日 参加 10名 3会場合計 23名
3. 各種教材及びツール等の活用と更新等	<p>教材「建設現場で働くための基礎知識」を広く活用いただくために、本財団の様々な広報媒体において周知を行った。</p>
4. 戦略的広報	<p>建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）が行う戦略的広報の取り組みへの支援を行った。</p>

【今後の取り組み等】

- 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業終了後の事業成果の定着支援を令和4年度まで実施。
本事業で得られた様々な成果を定着させるための支援を行う。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑮登録基幹技能者制度推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

・登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した周知活動等を行う。

【令和2年度事業報告】

1. 登録基幹技能者制度推進協議会の運営

(1)運営委員会の開催（持ち回り開催）（10月14日）

(2)総会の開催（書面開催）（12月14日）

2. 登録基幹技能者制度の普及等

(1)地方自治体等へのデータ提供と活用の促進

総合評価方式等で登録基幹技能者の活用がさらに進むように、登録基幹技能者の統計データを地方自治体等へ積極的に提供した。

(2)資格制度創設を目指す新規団体への対応

登録基幹技能者制度の資格創設を目指す団体に対して、登録基幹技能者制度の概要、協議会の意義、資格創設までの諸手続き等をまとめたロードマップを提供するなどの支援を行った。

(3)建設キャリアアップシステムへの登録の推奨

登録基幹技能者と密接に関連している建設キャリアアップシステムについて、資格運営団体を通じて、登録基幹技能者に対するCCUS登録を推奨した。

3. 共通テキストの改訂

協議会の下にテキスト改訂WGを設置し、共通テキストの改訂作業を実施した。

4. パンフレットの改訂

登録基幹技能者の周知活動等に活用するため、有資格者数、評価・活用状況等について最新の実績を反映したパンフレットの改訂を行った。

登録基幹技能者数

令和3年3月末現在	76,486名	35職種 49団体
令和2年3月末現在	72,113名	35職種 50団体

都道府県等における総合評価方式での活用状況

令和3年3月末現在	21道府県	5政令市
令和2年3月末現在	21道府県	5政令市

【今後の取り組み等】

- 地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、登録基幹技能者の評価・活用の拡大を図る。
- 登録基幹技能者共通テキスト、パンフレットの改訂等を行う。

II	建設産業の振興支援
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑯海外建設技能実習生受入・外国人建設就労者受入事業 (人材育成支援担当部)	
事業内容	<p>・建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、わが国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「海外建設技能実習生受入事業」を監理団体として実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」を特定監理団体として実施する。</p>

【令和2年度事業報告】

1. 海外建設技能実習生受入事業

技能実習生受入人数	0名（前年度比 -30名）
技能実習生在留数	54名（前年度比 -11名）（令和3年3月末現在） （うち、特定活動への資格変更。（以下、「コロナ」という1名） 技能実習1号口（1年目）：0名 技能実習2号口（2,3年目）：42名 技能実習3号口（4,5年目）：12名（うち、コロナ1名）
実習実施機関（企業数）	9社（前年度比 -1社）（令和3年3月末現在）
巡回指導回数	58回（前年度比 -41回）

2. 外国人建設就労者受入事業

建設就労者受入人数	0名（前年度比 -9名）
建設就労者在留数	31名（前年度比 -19名）（令和3年3月末現在） （うち、コロナ13名） 再入国（2年）：4名（うち、コロナ3名） 再入国（3年）：27名（うち、コロナ10名）
受入建設企業（企業数）	9社（前年度比 -1社）（令和3年3月末現在）
巡回指導回数	46回（前年度比 -51回）

【今後の取り組み等】

- すでに在籍している技能実習生・建設就労者については、法令に則って対応し、海外技能実習生受入事業・外国人建設就労者受入事業とも在留期間が終了するまで円滑に実施する。
- 平成31年4月に創設された新たな在留資格である特定技能について、適正な情報の提供、相談への対応、登録支援機関の紹介等を行う。
- 監理団体としての責務を一層的確に果たすため、技能実習生等の労務管理等が適切に行われるよう、労働関係法令等の制度改正に係る情報をはじめとした情報提供サービスを積極的に受入企業に提供していく。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響等、社会情勢を見極め、事業が適切に実施されるよう引き続き支援する。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：金融・経理支援センター】

⑰建設業経理士の支援・育成

(経理研究・試験担当部)

(登録建設業経理士制度の運営)

事業内容

- ・建設業会計に関する継続教育の課題等を分析する。
- ・ウェブサイトやメールマガジンを通じた情報提供の継続的な実施及び Q&A コーナー等のウェブサイトの更なる充実を図る。
- ・機構が主催する実務セミナー等の講習に対して登録建設業経理士が受講する場合の受講料の助成を行う。

【令和2年度事業報告】

1. 建設業経理士登録講習会

建設業経理士有資格者の継続教育として「建設業経理士登録講習会」を全国3都市において実施した。

内容	開催回数	受講者数
1級講習会	0 (20)	0 (541)
2級講習会	5 (21)	261 (1,141)
合計	5 (41)	261 (1,682)

※ () 書きは前年度の数値

2. 実務セミナー受講者に対する助成

一般財団法人建設産業経理研究機構が実施する「建設業実務セミナー」を登録建設業経理士が受講する場合に、受講料の一部を助成した。

助成対象者数 19名、助成金額 95千円

【今後の取り組み等】

- 建設業会計に関する継続教育の課題等の把握に努めるとともに、機構と連携して今後の継続教育の在り方や有効な情報提供の方策を検討する。
- 登録建設業経理士の専用 Web の充実を図り、最新の建設業会計に関する情報提供に努める。

Ⅱ**建設産業の振興支援****(5) 調査研究、広報、情報提供等****【担当部：企画広報部及び各部】****⑩建設産業に係る総合的な調査研究 等**

事業内容

・今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究を行う。

【令和2年度事業報告】**1. 建設業経営者のための基礎講座の開催（委託先：（公財）建設業適正取引推進機構）**

中小建設業の経営者・経営幹部を対象に以下のとおり研修を実施した。

[講座内容] ①改正建設業法について ②中小建設企業のBCPについて

[開催場所] 名古屋（9月14日／31名）、東京（10月6日／41名）、札幌（10月9日／48名）、高松（10月14日／24名）、大阪（10月20日／26名）

2. 工業高校生の入職・定着促進に関する調査研究の実施

工業高校の教育内容や特色について、訪問又はリモートの活用による先生へのインタビュー等を実施し、その内容を「建設業しんこう」の FOCUS のコーナーで紹介することにより、工業高校及び建設企業への情報提供を通じて、工業高校から建設段業への入職を促進した。

3. 元請・下請関係に係る日本と東南アジア諸国との比較分析（委託先：（一社）建築社会システム研究所）

日本と東南アジア諸国の元請・下請関係の現状と問題点の比較分析等（新型コロナウイルスの影響とその対策の実態把握を含む）を実施した。

4. 中小企業等経営強化法に係る業務

同法の活用を中小建設企業にPRするためのHPを更新した。（新型コロナウイルスの影響に伴う特例措置や建設業の事業分野別指針の改定に伴う措置などを含む）

【今後の取り組み等】

： ■ 令和3年度以降も継続して、今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する調査研究活動等を展開する。 。

：

II

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：金融・経理支援センター】

⑱建設業経理に関する調査研究等

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・ 中小・零細建設業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携し、税財務講習会等を実施する。
- ・ 建設企業の会計の諸課題に関する実態に関する調査研究を行う。
- ・ 建設業会計に関する継続学習の課題等の調査研究を行う。

【令和2年度事業報告】

1.建設業税財務講習会

開催団体数	開催回数	受講者数
2 (6)	2 (6)	137 (346)

※ () 書きは前年度の数値

【テーマ】

- ・ 会計・税務
- ・ 働き方改革
- ・ 民法改正

2.メールマガジンの発行

建設業の経営に有益となる情報を取りまとめ、メールマガジンとして毎月2回発行した。

読者数 24,925名 (令和3年3月31日現在)

3.建設業会計に関する調査研究

建設業界で多用されているJVについて、その会計の在り方を(一財)建設産業経理研究機構と連携して調査研究を行った。

【今後の取り組み等】

- 中小・零細建設業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携して、講習会等を実施する。
- 建設業会計の継続学習における課題等の分析を行うとともに、分析結果を踏まえ、講習教材等を見直していく。

Ⅱ 建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑳ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこう Web」による情報提供 ・入職促進に資する若年者を対象としたウェブサイト、ガイドブック等による情報発信 ・ウェブサイトやパンフレット等を活用した各事業の広報・情報提供
------	---

【令和元年度事業報告】

1. 「建設業しんこう」を年10回（各9,400部）発刊するとともに、発刊日にメルマガを配信した。「しんこう Web」により、建設業に関する情報発信を行うとともに、本財団の事業活動について、建設専門紙に積極的に記者発表を行った。（記者レク7回、投げ込み33回）

建設業しんこうの発刊にあたり、掲載記事の企画方針を審議することを目的として編集委員会を開催。

また、本財団ホームページの改修（セキュリティの強化）を行った。

号	特集テーマ
4月号	建設事業主等に対する助成金について
5月号	写真家山崎エリナ×建設業
6月号	建設分野の特定技能外国人の受入れについて
7・8月号	最近の経営事項審査の改善点及び今後の改正予定等について
9月号	建設産業人材確保・育成推進協議会
10月号	建設業における新型コロナウイルス感染予防対策取り組み事例のご紹介
11月号	技術検定制度の見直し、工事現場の技術者に関する規制の合理化について
12・1月号	対談：With コロナ時代に建設業はどう変わっていくか
2月号	建設業退職金共済制度（建退共）について
3月号	厚生労働省就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の初年度状況

2. Web サイト「建設現場へGO!」等により、若年者の入職促進と担い手の確保・育成に資する情報発信を積極的に行った。

【今後の取り組み等】

- 本財団全体の Web の見直しを図る。Web 創設から 20 年前後を経過し、「事業の改廃に応じて放置されたままのコンテンツ」、「各部の管轄で自由にサイトを作成しており統一性がない」、「セキュリティ上古い」等、様々な問題をかかえており、Web サイトのガイドライン（更新ルールや制作仕様）を作成し、ルールに乗っ取り改修を進めていくこととする（第3フェーズ）。
- Web サイト、パンフレット等の内容の充実や、見やすさ・分かりやすさを追求していくとともに、Web 以外の効果的な情報発信方法について検討を行う。
- Web サイトと SNS 等を連動させ、各広報ツールの活性化を図り、建設産業に係る情報を幅広い層に向けて発信する。

Ⅲ

施工技術等の向上

②1 建築／電気工事施工管理技術検定試験

【担当部：試験研修本部】

(試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)

事業内容

- ・国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。
- 1. 建築施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）
- 2. 電気工事施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）

【令和 2 年度事業報告】

1. 建築・電気工事施工管理技術検定試験の適確な実施・運営

(1) 申込審査、試験問題の作成、試験実施等を適確に行った。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で 2 級学科のみ試験前期(6 月 14 日)を中止、1 級学科試験(6 月 14 日→10 月 18 日)、実地試験(10 月 18 日→翌 2 月 21 日)を延期した。

試験の日程等

	区 分	試 験 日	合 格 発 表
1 級	建築・電気工事施工管理（学科試験）	令和 2 年 10 月 18 日	令和 2 年 11 月 20 日
	建築・電気工事施工管理（実地試験）	令和 3 年 2 月 21 日	令和 3 年 6 月 4 日
2 級	建築・電気工事施工管理（学科試験）	中止	—
	建築・電気工事施工管理（学科・実地試験）	令和 2 年 11 月 8 日	令和 3 年 1 月 29 日(注)

(注) 2 級学科のみ試験の合格発表は令和 3 年 1 月 22 日

[試験地]

1 級（10 地区）札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

2 級（13 地区）札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

[2 級学科のみ会場]（8 地区）帯広・盛岡・秋田・長野・出雲・倉敷・高知・長崎

実施状況 ※（ ）書きは前年度の数値

	区分	受験予定者（名）	受験者（名）	合格者（名）	合格率（%）
建 築	1 級（学科試験）	30,078 (31,136)	22,742 (25,392)	11,619 (10,837)	51.1 (42.7)
	1 級（実地試験）	19,602 (18,564)	16,946 (15,876)	- (7,378)	- (46.5)
	2 級（学科のみ試験）前期	0 (9,817)	0 (8,341)	0 (2,781)	- (33.3)
	2 級（学科試験）	25,499 (25,244)	20,309 (19,384)	7,003 (6,725)	34.5 (34.7)
	2 級（学科のみ試験）後期	13,573 (10,334)	12,159 (9,334)	4,363 (2,358)	35.9 (25.3)
	2 級（実地試験）	30,903 (31,360)	23,116 (22,663)	6,514 (6,134)	28.2 (27.1)

	区分	受験予定者（名）	受験者（名）	合格者（名）	合格率（%）
電 気 工 事	1 級（学科試験）	19,209 (18,241)	14,407 (15,048)	5,493 (6,128)	38.1 (40.7)
	1 級（実地試験）	7,219 (8,718)	6,723 (8,114)	- (5,382)	- (66.3)
	2 級（学科のみ試験）前期	0 (2,106)	0 (1,813)	0 (1,021)	- (56.3)
	2 級（学科試験）	7,109 (7,090)	5,435 (5,313)	3,177 (3,119)	58.5 (58.7)
	2 級（学科のみ試験）	3,134 (2,477)	2,804 (2,235)	1,641 (1,118)	58.5 (50.0)
	2 級（実地試験）	8,883 (9,682)	6,588 (7,151)	2,967 (3,249)	45.0 (45.4)

(2)施工管理技術者の確保・育成に資する受験者の利便性向上・拡大策の検討

- ・ネット申込は願書購入が不要となるため、再受験者に対しネット申込の利便性を周知するとともに、利用率の向上に繋げた。

[利用率] 令和2年度 46.5% (H28-42.1%、H29-41.6%、H30-44.2%、R1-45.7%)

- ・「2級学科のみ受験」願書は今までネット販売と本財団窓口での販売に限られていたものを他の願書と同様に地方でも窓口販売を行った。

(3)令和3年度の制度改正に向け次の取り組みについて、国土交通省と連携した検討等

- ・1級第一次検定の早期受検化に向けた準備等を行った。
- ・若年層の建設業界への入職促進、及び高水準にある離職率を抑制するため技士補制度の導入に向け準備等を行った。

【今後の取り組み等】

- 担い手の確保・育成に資する取り組みとして、国土交通省と連携し、1級第一次検定の早期受検化、及び技士補制度の導入等について令和3年度から実施。

Ⅲ 施工技術等の向上

⑳ 監理技術者講習

【担当部：試験研修本部】
（試験管理・講習部）

事業内容 ・ 建設工事の適切な施工を確保するうえで重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律
制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図ることを目的
に、国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第 25 条の 27 第 3 項に基づく監理技
術者講習を全国において実施する。

【令和 2 年度事業報告】

監理技術者講習は、建設業法に基づく国土交通大臣登録講習実施機関として 47 都道府県で開催しており、対
面講習・テレビ講習合わせて 43,248 名が受講した。

1. 申込状況 ※（ ）書きは前年度の数値

区分	申込者（名）	前年度繰越数（名）	合計（名）
対面講習	568 (5,244)	952 (802)	1,520 (6,046)
テレビ講習	39,034 (56,676)	10,241 (10,282)	49,275 (66,958)
計	39,602 (61,920)	11,193 (11,084)	50,795 (73,004)

2. 実施状況 ※（ ）書きは前年度の数値

区分	計画回数（回）	実施回数（回）	差異（回）
対面講習	31 (82)	21 (82)	-10 (0)
テレビ講習	1,469 (1,668)	1,677 (1,678)	+208 (+10)
計	1,500 (1,750)	1,698 (1,760)	+198 (+10)

区分	受講予定者（名）	受講者（名）	差異（名）
対面講習	2,740 (5,890)	1,145 (5,155)	-1,595 (-735)
テレビ講習	44,220 (50,610)	42,103 (55,322)	-2,117 (+4,712)
計	46,960 (56,500)	43,248 (60,477)	-3,712 (+3,977)

3. その他

- (1) 年度初の受講者推計の 46,900 名に対して、43,248 名の受講者を確保。（5 年前対比 92.2%）
- (2) 本財団、会議室にて 94 回、1,606 名の受講者を確保した。（前年対比-33 回、-1,263 名）

【今後の取り組み等】

■ 受講者データの分析

講習有効期間に変更があったため、申込者データから更新予定者を抽出し、開催計画について柔軟な対応を
行う。

令和 3 年度開始の「オンライン講習」実施にあたり、過去に申込された企業（担当者）、経営事項審査デー
タを用いての企業、各都道府県建設業協会等への広報活動を行う。

Ⅲ	施工技術等の向上
⑳ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)	【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)
事業内容	・ 建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD：Continuing Professional Development）制度の運用を通じ、建設技術者の技術力の維持・向上を図る。

【令和 2 年度事業報告】

1. 問合せのあった企業に対し丁寧に説明を行うことで社内機能 ID 登録企業数の増加に努め、社内機能 ID 登録企業数を 654 社（令和元年度 515 社）とし、139 社増加した。
2. 今年度の参加者数の目標としていた 9,000 人に対して、12,424 名まで会員数を増加させた（企業会員の増加に伴う会員数の増加）。
3. インターネットを活用した講習会增加していることを受け、これに必要な規定の改正を行った。
4. 会員数の増加に伴い、活用している CPD システムを快適に活用できるよう改修を行った。
また、CPD 単位が経営事項審査の項目に加わることを睨み、パンフレットの刷新を行った。

◇各年度の推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
参加者数		6,366 名	8,200 名	12,424 名
社内機能 ID 取得企業数		357 社	515 社	654 社
プロバイダー数		114 機関	138 機関	156 機関
年度内プログラム審査数		717 プログラム	1051 プログラム	1601 プログラム
本制度導入建設業協会等		—	—	—
本制度導入 関係協会等	電気	埼玉・長野・兵庫・ 和歌山・長崎	熊本・山口・秋田	
	管工事	北海道・千葉・新潟・ 石川・和歌山・長崎	山口	

【今後の取り組み等】

- 地方自治体ごとの CPD 制度の活用実態を把握することで、CPD 制度の充実を図るとともに、本財団 CPD 制度の実績証明書を活用していない地方自治体に対して、活用して頂くよう働きかける。
また、企業の CPD 制度の好事例を集め、本財団の会員や新たに参加しようと検討している団体に対して積極的に示していく。
- 本財団の CPD 会員の増加に伴う必要な体制や業務の進め方の検討を行う。

IV

建設産業政策への協力

②④ 建設企業の継続促進に関する調査検討業務
(国土交通省受託事業)【担当部：経営基盤整備支援センター】
(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・ 地域の中小中堅建設企業向けの相談窓口を設置し、経営改善や生産性向上、事業承継、また新型コロナに係る資金繰り等の幅広い課題について、専門家による相談対応を実施
- ・ 多能工化や新技術導入活用による効率的な施工管理に関する重点支援の実施と、現状の実態やニーズ等把握調査を実施
- ・ 事業承継に関する重点支援の実施と、第三者承継等の実態把握や実施前後での課題の把握や改善方策を検討
- ・ モデル事業案件等の中から優良な取り組み事例等を集約し、セミナー等を通じて中小中堅建設企業にノウハウ等の横展開を実施
- ・ 本事業の円滑かつ効果的な実施に資するための「推進委員会」の設置
- ・ 業務内容の評価・分析及び報告

【令和元年度事業報告】

国土交通省より事業承継に係る業務委託を受け、以下の取り組みを行った。

1. 業務名：「地域建設産業のICT活用による生産性向上等に関する調査検討業務」

業務内容：以下のとおり。

(1) 検討会の設置・開催

専門家委員5名、オブザーバー（（一社）全国建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会）、事務局（国交省、本財団）からなる検討会（推進委員会）を設置し、令和2年9月25日、同年12月21日及び令和3年3月8日の計3回開催し、検討を行った。

(2) 専門家による事業承継等に係る相談支援の実施

電話1回・訪問1回のスキームにより114社に対して実施した。

(3) モデル事業者の選定（二次募集含む）

① ICT企業と連携した建設業施工管理モデル事業：19社

② 多能工化推進モデル事業：2社

(4) 専門家による重点アドバイス支援（ICTの活用、多能工化の推進、事業承継・M&A）

審査会で選定された5社（7案件）に対し重点的・継続的な支援を実施した（訪問コンサルティング5～6回）。

(5) アンケート実施のほかWEBセミナー、事例集の作成

推進委員会での議論を踏まえ、「ICTの活用」、「多能工化の推進」、「事業承継・M&A」などをテーマに、建設業団体の会員企業を対象としたWEBアンケートや優良事例企業へのヒアリングを行うとともに、WEBセミナーの開催、WEB事例集の制作などを実施した。

(6) 実施報告書の作成

上記内容を取りまとめ、国土交通省へ提出した。

【今後の取り組み等】

- 令和3年度の国土交通省の委託事業については、事業内容や事業規模を検討したうえで申請の可否を検討する。

IV 建設産業政策への協力**②⑤ 「マイナンバーカード・マイナポータルと技能者の処遇改善に関する仕組みとの連携推進に関する調査・検討業務」(国土交通省受託事業) 【担当：建設キャリアアップシステム事業本部】**

事業内容

・マイナンバーカード・マイナポータルと技能者の処遇改善に関する仕組みとの連携を推進するにあたり、セキュリティ面を含めたその実現可能性を調査するとともに、それぞれの活用普及に向けた、マイナンバーカード・マイナポータルの情報及び技能者の処遇改善に関する仕組みに蓄積された情報を用いた広域的な手法について検討を行う。

【令和2年度事業報告】

1. 日本電気株式会社との共同提案体（マイナンバー検討共同提案体）により業務を受託し、建設キャリアアップシステムとマイナンバーカード・マイナポータルとの連携を推進する際の関連する課題やその課題解決のための方向性や具体策についてとりまとめた。
2. マイナンバーカードと CCUS の技能者情報を連携させるためには、情報の事前登録により CCUS と同様の入退場記録が登録される仕組みが求められ、そのために構築すべき全国規模のマイナンバーへの技能者情報登録機関が新たに必要となることや、新たな事業収益を確保するビジネスモデルの創出、更なる利便性向上策などの課題が確認された。
3. マイナポータルと CCUS を連携させるためには、「id 連携」及び「データ連携」が可能となる仕組みの構築が求められ、その構築及び運用にはマイナンバー兼用のカードリーダーやマイナンバーカードの認証／認可が必要になることや、連携環境の維持管理を継続するための運用、保守、コスト面など、解決すべき課題が確認された。

実施期間：令和2年10月20日から令和3年3月23日

IV	建設産業政策への協力
②⑥「建設技能者の処遇改善及び効率的な現場管理に関する仕組みの生産性向上に向けた調査・検討業務」(国土交通省受託事業) 【担当：建設キャリアアップシステム事業本部】	
事業内容	・建設業における ICT やデータを活用した施工管理の更なる効率化・省人化により、新型コロナウイルス等の感染リスクを低減するため、ICT 企業のノウハウを活用しつつも、建設技能者の処遇改善及び効率的な現場管理に関する仕組みに蓄積された情報を活用し、建設業の DX (デジタルトランスフォーメーション) を進める環境整備を行う。

【令和 2 年度事業報告】

1. 富士フイルムイメージングシステムズ株式会社、東芝デジタルソリューションズ株式会社、株式会社イーリバースドットコム、日本電気株式会社、株式会社MCデータプラスとの協同提案体（建設業 DX 検討共同提案体）により業務を受注し、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報の利活用や新たに活用できるための仕組みの環境整備等の業務を実施した。
 - (1)スマートフォンを活用したより簡易に技能者登録する方法（再掲）
 - (2)事前の施工体制・作業員名簿の登録をせずに、レベルアップに必要な情報を収集する仕組み（再掲）
 - (3)同日に複数職種に携わった場合の就業履歴を蓄積する仕組み（再掲）
 - (4)教育コンテンツや安全対策に係る動画コンテンツを登録者に配信するサービス（再掲）
 - (5)CCUS に蓄積されたデータの各種利活用（統計データへの活用、勤怠管理への活用等）（再掲）

実施期間：令和 2 年 10 月 19 日から令和 3 年 3 月 23 日（変更契約により令和 2 年 10 月 19 日から令和 3 年 9 月 30 日に履行期間を変更（令和 3 年 3 月 22 日付））

IV	建設産業政策への協力
⑦建設産業における女性の定着促進 (国土交通省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の定着促進に向けた建設産業行動計画に基づき、以下の目標に資する事業を実施する。 ①働き続けられるための環境整備を進める ②女性に選ばれる産業を目指す ③建設産業で働く女性を応援する取り組みを全国に根付かせる

【令和2年度事業報告】

1. 働き続けられるための環境整備を進める

(1)建設産業における女性定着に関する地域別アクションプログラムの策定

①実態調査の実施

建設業法に基づく届出団体の会員企業を対象に、女性の定着促進に関する取組実態や行動計画の認知度等の意見を収集する調査を実施。(回答数：1,803件)

②検討会の開催

令和2年度は近畿、九州においてアクションプログラムを策定することとし、各ブロックにおいて検討会」を立ち上げ、アクションプログラムの構成及び内容について検討を行った。

(2)女性定着を促進するための意識改革に向けた取り組み

①セミナー、イベント等

- ・「住まいと建築展」へのブース出展(10月29日～30日)(来場者数：6,101名)
- ・北海道開発局「建設産業セミナー」での講演(1月27日)(参加者：建設企業から約100名)

②建設技能者への取り組み(建設技能者に対するスキル向上のための特別講習事業との連携)

Eラーニングの映像教材に「建設産業における女性の定着促進に向けた取り組み」として、行動計画や働く女性からの声を紹介。(受講者数：7,931名)

③工業高校生、教育関係者へのPR(建設産業人材確保・育成推進協議会との連携)

「建設業界ガイドブック工業高校生全員プレゼントキャンペーン」において、建設産業の女性定着の取り組みを紹介。送付先は全国の工業高校282校、建設系学科389学科に通う高校2年生約17,000人、工業高校の教員、都道府県及び指定都市の教育委員会など。

2.女性に選ばれる産業を目指す

(1)ポータルサイト「建設産業女性定着支援WEB」の構築

女性定着に資する様々な活動を紹介するポータルサイトを構築し、一元的に情報発信を行った。

(2)女性定着に関するPRチラシ及びポスターの制作

3. 建設産業で働く女性を応援する取り組みを全国に根付かせる

(1)建設産業女性定着支援ネットワークの事務局運営(3月31日現在：登録36団体)

(2)全国大会の開催

建設産業女性定着支援ネットワーク登録団体間の交流を深めるとともに、ネットワーク団体の取り組み等を業界内外へ周知することを目的に、2月17日に全国大会をWEB開催した。当日の参加者は約100名。さらに業界内外へ周知するためにYouTube公開も行った(公開動画27本)。

【今後の取り組み等】

■ 「建設産業における女性定着に関する調査等業務」を国土交通省から受託。

キャリアパス・ロールモデル集の作成及び周知・啓発、セミナー等の開催等を行う。

IV 建設産業政策への協力	
⑳建設技能者に対するスキル向上のための 特別講習等実施業務	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建設キャリアアップカード（レベル1～3）を取得している、職長・班長クラスの建設技能者を対象とした特別講習の実施。 ・平成31年4月には、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）の本運用が開始されるとともに、建設技能者の技能や経験に応じた評価や処遇を受けることのできる環境の整備を図るため、建設技能者の能力評価制度が構築され、こうした状況を踏まえ、建設現場の更なる生産性向上を図ることを目的として、建設技能者に対してスキル向上のための特別講習を実施するもの。 ・特別講習の受講対象者について、今後更なる技能の研鑽等を通じたキャリアアップを促し、技能や経験に応じた処遇につなげられるよう、CCUSカード及び能力評価制度（レベル判定システム）活用の促進を図る。

【令和2年度事業報告】

1. 特別講習Eラーニングの実施について
 - (1) Eラーニングシステム、WEB受付サイト、映像教材等の制作（10月1日～11月15日）
 - (2) 特別講習Eラーニングについての周知（11月以降随時）
 - ①業界新聞、各団体等への広報やCCUSと連携してCCUS登録事業者約5万社へメール配信
 - ②本財団HPやCCUSログイン画面に「お知らせ」等を、グリーンサイトにWEB広告を掲載
 - (3) 特別講習Eラーニング講習を実施（11月19日～1月31日）
 - ①オンラインによるEラーニング方式により、パソコン又はスマートフォン等での視聴を可能とし、受付から受講修了までをフォローできるシステムを構築
 - ②全ての講義を受講修了後、受講済者にレベル判定手数料等が無料となる特典を付与
 - (4) 受講修了者リストを作成しCCUSへ提供、CCUSはレベル判定システムのレベル判定結果データと講習修了者データとを照合することにより無料対象者を特定（11月下旬～2月28日）
 - (5) 無料対象者数の確定と建設技能者能力評価制度推進協議会への助成金の支払い（3月）
2. 事業実績について
 - (1) 特別講習Eラーニングの実績
 - ①特別講習Eラーニングの受講申請者数 9,214名、内、受講修了者数 7,931名
 - (2) 判定手数料等の助成実績について
 - ①受講修了者7,931名の内、令和3年2月末までにレベルアップしたCCUSカードの発行数 4,759名
 - ②レベル判定システムを運営する建設技能者能力評価制度推進協議会へCCUSカードの発行数に応じた判定手数料等（1人当たりの判定手数料@3,000円とCCUSカード更新手数料@1,000円の合計4,000円）を助成

助成金額は、判定手数料等×カード発行数の 4,000円×4,759名 = 19,036,000円

4. 法人の状況に関する重要な事項

(1) 役員

令和2年度定時評議員会の終結とともに役員全員が任期満了を迎えることから、書面による定時評議員会において決議があったものとみなされた令和2年6月29日をもって新役員が選任され、同日に開催された令和2年度第1回臨時理事会の決議をもって、理事長（代表理事）、専務理事（代表理事）及び常勤理事（業務執行理事）が選定された。役員改選の結果は以下のとおり。

再任

理事長	佐々木 基
専務理事	黒田 憲司
常勤理事	奥地 正敏
常勤理事	木下 慎哉
常勤理事	西村 好文
理事	青柳 剛
理事	安藤 英義
理事	岩田 正吾
理事	谷内 隆司
理事	本橋 健司
理事	若山 勝行
監事	眞田 裕二
監事	原口 好二

また、令和2年12月9日開催の令和2年度第1回臨時評議員会及び書面による第3回臨時理事会において決議があったものとみなされた令和2年12月16日をもって次のとおり新役員が選定された。

退任

常勤理事	西村 好文
------	-------

新任

常勤理事	小口 浩
常勤理事	吉野 裕宏

なお、令和3年3月31日現在における役員は別添名簿のとおりである。

(2) 評議員

令和2年度定時評議員会の終結とともに評議員全員が任期満了を迎えることから、書面による定時評議員会において決議があったものとみなされた令和2年6月29日をもって新評議員が選任された。評議員改選の結果は以下のとおり。

退任

評議員	近藤 晴貞
-----	-------

再任

評議員	大森 文彦
評議員	小池 一郎
評議員	才賀 清二郎
評議員	銭高 一善

評議員 土志田 領司
評議員 原田 保夫
評議員 望月 正芳
評議員 山本 徳治

また、令和2年12月9日開催の令和2年度第1回臨時評議員会において次のとおり新評議員が選任された。

新任

評議員 奥村 太加典

なお、令和3年3月31日現在における評議員は別添名簿のとおりである。

(3) 参与

令和2年6月末をもって参与が任期満了を迎えることから、新任10名を含めて49名の委嘱がなされた。
なお、令和3年3月31日現在における参与は別添名簿のとおりである。

(4) 会議

① 理事会

[第1回通常理事会] 令和2年6月12日開催

(決議事項) 令和元年度事業報告書及び財務諸表等について
公益目的支出計画実施報告書について
令和2年度収支予算の変更について(令和2年6月変更)
令和2年度定時評議員会の開催について

(報告事項) 令和元年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について
令和元年度資金運用報告について
建設キャリアアップシステムについて

[第1回臨時理事会] 令和2年6月29日開催

(決議事項) 理事長(代表理事)の選定について
専務理事(代表理事)の選定について
常勤理事(業務執行理事)の選定について
常勤理事(業務執行理事)の業務分担について
常勤理事の代行順位について
事務局長(重要な使用人)の選任について

[第2回臨時理事会] 令和2年11月30日開催

(決議事項) 令和2年度収支予算の変更について(令和2年11月変更)
令和2年度第1回臨時評議員会の開催について

(報告事項) 中期経営方針(2020～2022)
令和2年度上期代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
建設キャリアアップシステムの運営状況について
令和2年度上期資金運用実績報告

[第3回臨時理事会] 令和2年12月16日（書面開催により決議があったものとみなされた日）

- （決議事項）常勤理事（業務執行理事）の選定について
- 常勤理事（業務執行理事）の所管業務分担について

[第2回通常理事会] 令和3年3月9日開催

- （決議事項）令和2年度収支予算の変更について(令和3年3月変更)
- 令和3年度事業計画及び収支予算について
- 債務保証規程の改正について
- 令和2年度第2回臨時評議員会の開催について
- （報告事項）建設キャリアアップシステムの運営状況について

② 評議員会

[定時評議員会]（書面開催） 令和2年6月29日（書面開催により決議があったものとみなされた日）

- （決議事項）令和元年度財務諸表等について
- 役員の選任について
- 評議員の選任について
- （報告事項）令和元年度事業報告書について
- 令和元年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について
- 公益目的支出計画実施報告書について
- 令和元年度資金運用報告について
- 建設キャリアアップシステムについて

[第1回臨時評議員会] 令和2年12月9日

- （決議事項）役員の選任について
- 評議員の選任について
- （報告事項）令和2年度上期の代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について
- 建設キャリアアップシステムの運営状況について

[第2回臨時評議員会]（書面開催） 令和3年3月24日（書面開催により決議があったものとみなされた日）

- （決議事項）建設キャリアアップシステム事業に係る借入について

③ 参与会

[参与会] 令和3年3月開催予定であった参与会は新型コロナウイルス感染症への政府方針を踏まえ中止とし、令和3年度事業計画及び収支予算について資料の送付により報告した。

④ 役員評価委員会

[第1回役員評価委員会]（書面開催） 令和2年6月3日（書面開催により評価があったものとみなされた日）

- （議題）代表理事及び業務執行理事の業務執行評価

[第2回役員評価委員会] 令和2年11月26日開催

- （議題）役員候補者の評価

(5) 事務局職員数

令和3年3月31日現在の職員数は86名（職員・期間契約職員）である。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事及び職員が法令等を遵守し、本財団に対する社会的信用を維持するため「コンプライアンス規程」を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスの徹底を図るなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいる。さらに、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する内部通報の適正な処理の仕組みについて「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、通報者の保護、不正行為等の早期発見と是正、法令を遵守する公正な経営の強化を図っている。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に係る情報については、「文書管理規則」及びその他の規程、規則等の定めに従い、評議員会議事録、理事会議事録等の法定文書の他、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む。）を関係資料とともに適切に保存し、理事及び監事による閲覧及び謄写が可能な状態にて管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織全体のリスク管理体制を構築し、その有効性・適切性を維持するために「リスクマネジメント基本規程」を定め、業務上のリスクを予見し、適切に評価し、その回避、軽減その他必要な措置を事前に講ずることで事故の未然防止に努めている。また、早急かつ組織をあげた対応を要する緊急事態が発生した場合には、「危機管理規則」に従い、理事長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、本財団の損失の最小化を図ることとしている。なお、令和2年度においても、昨年度に引き続き、監事が各部門から組織運営及び事業実施に係るリスクについてヒアリングを実施し、改善すべき事項及びその対応策等の取りまとめを行った。
- ② 中小・中堅建設業者等への資金供給を円滑に推進するために本財団が行う債務保証事業に関し、「債務保証規程」及びその関連諸規則を定め、公正かつ円滑な業務運営を実施している。また、平素の渉外活動を通しリスクの把握に努めるとともに、事故発生の際は、規程等に従い、債権保全に努めている。
- ③ 「資金運用規程」を定め、保有資金の健全かつ効率的な運用に努めている。理事長は、上期及び通期の資金運用の経過及び結果を理事会に報告している。また、格付を取得していない金融商品については、理事会において運用対象を決定している。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 「理事会規程」を定め、理事会における意思決定を適法かつ円滑に進める体制を確保するとともに、「理事の職務権限規程」に従い、理事の責任の明確化と効率的な職務執行を図っている。令和2年度においては、通常理事会を2回、臨時理事会を3回（うち1回は書面開催）開催した。
- ② 組織の意思決定を迅速・円滑に行うため、「業務執行理事会」を設置し、「業務執行理事会規程」に従い、経営全般に関する決定事項、職務執行等に関する重要事項について協議している。令和2年度においては、業務執行理事会を13回開催した。

(5) 監事への報告体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

下記の事項を中心に、理事会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議への監事の出席、理事及び職員からの監事への報告を通じ、監事への適切な報告体制を構築している。

- ① 事業の状況、業務及び財産の状況
- ② 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ③ 内部通報制度の運営状況
- ④ その他監事が求める事項

監事が監査を実施するに際し、監査法人と意見交換・情報交換を行い、また必要に応じて、専門家（弁護士、会計士等）から監査に関する助言を受ける等の機会を確保している。

また、監事が補助職員を置くことを求めた場合は、理事と協議の上、監事の職務を補助すべき職員を置くこととしている。当該補助職員の人事は、監事と理事との協議によって定め、監事より要請のある場合、補助職員は監事の指揮・監督のもと、専ら監事を補助する業務を行う。

なお、監事に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(6) 監事の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監事は、職務遂行のため必要な費用を請求することができ、本財団は当該請求に基づき支払う。

6. 附属明細書について

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため附属明細書は作成しない。

役員名簿

一般財団法人 建設業振興基金
令和3年3月31日現在

役職	氏名	備考
理事長 (常勤) (代表理事)	佐々木 基	一般財団法人 建設業振興基金
専務理事 (常勤) (代表理事)	黒田 憲司	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	奥地 正敏	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	木下 慎哉	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	小口 浩	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	吉野 裕宏	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (非常勤)	青柳 剛	全国建設業協同組合連合会 会長
理事 (非常勤)	安藤 英義	一橋大学名誉教授／専修大学名誉教授
理事 (非常勤)	岩田 正吾	一般社団法人 建設産業専門団体連合会 副会長
理事 (非常勤)	谷内 隆司	北海道建設業信用保証株式会社 専務取締役
理事 (非常勤)	本橋 健司	芝浦工業大学 名誉教授
理事 (非常勤)	若山 勝行	一般社団法人 全国建設業協会 常務理事

監事 (常勤)	眞田 裕二	一般財団法人 建設業振興基金
監事 (非常勤)	原口 好二	西日本建設業保証株式会社 常務取締役

評 議 員 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
令和3年3月31日現在

氏 名	備 考
大 森 文 彦	弁護士 大森法律事務所 東洋大学法学部教授
奥 村 太加典	一般社団法人 全国建設業協会 会長
小 池 一 郎	西日本建設業保証株式会社 取締役社長
才 賀 清二郎	一般社団法人 建設産業専門団体連合会 会長
錢 高 一 善	株式会社錢高組 取締役会長
土志田 領 司	一般社団法人 全国中小建設業協会 会長
原 田 保 夫	東日本建設業保証株式会社 取締役社長
望 月 正 芳	公認会計士 税理士
山 本 徳 治	一般社団法人 日本建設業連合会 事務総長

参 与 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
令和3年3月31日現在

氏名	備 考
岩田 圭剛	一般社団法人北海道建設業協会 会長
鹿内 雄二	一般社団法人青森県建設業協会 会長
向井田 岳	一般社団法人岩手県建設業協会 会長
千葉 嘉春	一般社団法人宮城県建設業協会 会長
村岡 淑郎	一般社団法人秋田県建設業協会 前会長
澁谷 忠昌	一般社団法人山形県建設業協会 会長
長谷川 浩一	一般社団法人福島県建設業協会 会長
石津 健光	一般社団法人茨城県建設業協会 会長
谷黒 克守	一般社団法人栃木県建設業協会 会長
青柳 剛	一般社団法人群馬県建設業協会 会長
伊田 登喜三郎	一般社団法人埼玉県建設業協会 会長
畔蒜 毅	一般社団法人千葉県建設業協会 前会長
今井 雅則	一般社団法人東京建設業協会 会長
松尾 文明	一般社団法人神奈川県建設業協会 会長
浅野 正一	一般社団法人山梨県建設業協会 会長
植木 義明	一般社団法人新潟県建設業協会 会長
木下 修	一般社団法人長野県建設業協会 会長
久保田 一成	一般社団法人岐阜県建設業協会 会長
石井 源一	一般社団法人静岡県建設業協会 会長
藤本 和久	一般社団法人愛知県建設業協会 会長
山野 稔	一般社団法人三重県建設業協会 会長
竹内 茂	一般社団法人富山県建設業協会 会長
平櫻 保	一般社団法人石川県建設業協会 会長

坂川 進	一般社団法人福井県建設業協会	会長
桑原 勝良	一般社団法人滋賀県建設業協会	会長
小崎 学	一般社団法人京都府建設業協会	会長
蔦田 守弘	一般社団法人大阪建設業協会	会長
松田 隆	一般社団法人兵庫県建設業協会	会長
山上 雄平	一般社団法人奈良県建設業協会	会長
中井 賢次	一般社団法人和歌山県建設業協会	会長
由宇 正実	一般社団法人鳥取県建設業協会	会長
中筋 豊通	一般社団法人島根県建設業協会	会長
荒木 雷太	一般社団法人岡山県建設業協会	会長
檜山 典英	一般社団法人広島県建設工業協会	会長
井森 浩視	一般社団法人山口県建設業協会	会長
森田 紘一	一般社団法人香川県建設業協会	会長
川原 哲博	一般社団法人徳島県建設業協会	会長
久保 陽生	一般社団法人愛媛県建設業協会	会長
吉村 文次	一般社団法人高知県建設業協会	会長
松本 優三	一般社団法人福岡県建設業協会	会長
松尾 哲吾	一般社団法人佐賀県建設業協会	会長
谷村 隆三	一般社団法人長崎県建設業協会	会長
土井 建	一般社団法人熊本県建設業協会	会長
友岡 孝幸	一般社団法人大分県建設業協会	会長
藤元 建二	一般社団法人宮崎県建設業協会	会長
藤田 護	一般社団法人鹿児島県建設業協会	会長
津波 達也	一般社団法人沖縄県建設業協会	会長
河崎 茂	一般社団法人全国中小建設業協会	副会長
山口 巖	一般社団法人全国中小建設業協会	常任理事

